

21 世紀の公共図書館における 図書館員とその養成に関する考察

^a 山 本 貴 子
^b 大 城 善 盛

1. はじめに

21 世紀は、公共図書館も含めて図書館変革の時代である。従来の印刷媒体を中心とする壁のある図書館から、インターネットを介するデジタル情報が重要性を増すヴァーチャル（デジタル）な図書館への変革である。しかし、ヴァーチャルな情報が重要な図書館になっても、その機能を果たすためには図書館員の介在が必須であり、図書館の変革を議論する際には図書館員の変革も議論する必要がある。ここでいう「介在」とは、閲覧カウンターにおける資料や情報の提供だけでなく、利用者の情報行動やニーズの理解、情報源や情報の収集及び組織化、情報の探索や検索、得られた情報の解釈、情報リテラシー教育等まで含むものである。

しかし、日本の公共図書館界では図書館員の重要性があまり認識されておらず、その養成は短期大学や学部レベルでの図書館学（図書館情報学も含む、以下同じ）の履修、いわゆる司書課程での 24 単位履修が主流となっている。そのため、毎年 1 万人前後の卒業生（司書講習の修了者も含む）が司書の資格を取得し、その中の 200 人前後が実際に図書館に就職すると言われている。そのような養成課程は図書館に関心を持つ市民を増やすのにつながり、それなりのメリットがない訳ではないが、専門職としての図書館員の養成という観点からは大きな問題であろう。

この論稿で、21 世紀の日本の公共図書館における図書館員とその養成に関して、専門職養成という視点から考察する。なお、日本の図書館では

職制が十分には発達していないために、図書館で働くすべての職員を「図書館員」と呼ぶこともあるが、この論稿では「図書館員」を図書館専門職員（図書館情報専門職員）を指す用語として使用する。すなわち、「図書館法」で言う司書のことである。また、「養成」の概念として「研修」も含まれることもあるが、ここで言う「養成」とは採用時に要求される資格取得のための養成を意味している。

論の進め方としては、次章で図書館も含めての21世紀の公共図書館員、すなわち司書の状況を、3章で21世紀の公共図書館員の養成について、司書課程を中心に概観する。そして、4章で我々の考える21世紀の専門職としての公共図書館員の養成法を提唱する。

2. 21世紀の日本の公共図書館における図書館員

この章では21世紀初頭における日本の公共図書館の状況も含めて、図書館員、すなわち司書について考察する。最初に公共図書館の状況を述べると、文部科学省に設置された「これからの図書館の在り方検討協力者会議」（以下、「協力者会議」）が2006年に『これからの図書館像』を作成し、日本の公共図書館の現状と将来の公共図書館像について次のように記している¹⁾。

1960年代後半に始まった貸出重視の図書館サービスにより、図書館の数と規模、所蔵資料の蓄積と職員数の増加、図書館利用の飛躍的な増大等がもたらされた。しかし、図書館法で掲げられている調査研究への支援やレファレンスサービス、時事情報の提供等は未だ十分とはいえない。これからの図書館は、従来のサービスに加えて、これらを始めとするサービスや情報提供を行うことによって、地域の課題解決や地域の振興を図る必要がある。（中略）

図書館は、出版物に発表された正確で体系的な知識や情報を提供するとともに、インターネット上の多様な情報源の利用の機会を提供するこ

とができる。図書館はこれらの様々な資料や情報を分類・整理・保管し、案内・提供するとともに、あらゆる情報を一箇所で提供しうる「ワンストップサービス」機関であり、職員がそれを求めに応じて案内する点に大きな特徴がある。あわせて、これらの情報を利用するための情報リテラシーを育成する役割を持っている。

図書館は様々な主題に関する資料を収集しているため、課題解決や調査研究に際して、どのような課題にも対応でき、どのような分野の人々にも役立つ施設であり、また、関連する主題も含めて広い範囲でとらえ、多面的な観点から情報を提供することができる。

ところが、住民や地方公共団体関係者には、図書館は「本を借りるところ」、図書館職員は「本の貸出手続きをする人」、図書館では「本は自分で探すもの」と考えている人が少なくない。小規模な図書館では、小説や実用書が中心で専門書は少ないところもあることから、図書館一般をそのような施設だと考える人もあり、図書館の持つ力や効用はあまり理解されていない。

また、『知の広場』²⁾の著者であるアンニョリは、『朝日新聞』の2013年9月11日発行(朝刊)の記事「耕論：図書館の未来」で、仙台、札幌、東京、及び京都の公共図書館を訪問しての印象を次のように述べている。

公共の図書館の多くはイタリア同様、問題を抱えていると思いました。これからの図書館は、単に本を貸し出すだけではやっていけません。そのことに無自覚のまま、古くて創造性に欠けたサービスを提供しているところがまだ多いのです。[図書館は] 広場のようにコミュニティの中心にあることです。人々が何かを一緒にやるために、あるいはショッピングセンターに行くかわりにふらりとやってくる。本の並べ方を工夫したり、集まって楽しい場所を作ったり、新しい図書館作りは、世界的な動きです。背景の1つは経済危機です。(中略) もう1つはデジタル化の

進展など新技術の広がりです。机といすさえあればいいはずなのに、なぜ、わざわざ建物を作るのか。一緒に何かをすることは人にとって欠かせない欲求であると同時に、情報があふれる時代、的確に情報にたどりつくためには助けが必要だからです。そのためには図書館員も変わらなければなりません。図書館はこれからますます社会に必要とされる場所になると思います。経済危機以来、本の貸出数は増加に転じています。本が読まれなくなったことも事実です。半分の人が本も新聞も読まない、という調査結果もありました。そんな人たちや経済的余裕のない人、ネットにアクセスできない人のために、公共図書館はあるべきです。

上記のように、アンニヨリは、世界的な公共図書館の動きは資料や情報の提供から「場所としての図書館」へ変わって来ている、と述べている。また、アンニヨリは、『知の広場』で、「海外の図書館は一人ひとりに合わせたサービスを行う方向に向かっている」とも記している³⁾。一人ひとりに合わせたサービスには、利用者がインターネット等を利用して図書館員を予約し、独占的に受けられるサービスも含まれている。また、図書館にはコンピュータが十分に用意されていてインターネットも思うままに使い、図書館員やIT専門家からコンピュータやインターネットの使い方、メールの送り方、スカイプ(Skype)の利用法などの指導も受けられることも意味している。

上記の2つの引用文は少々長いですが、そこでは、「協力者会議」とアンニヨリの、日本の公共図書館の現状に対する認識と、それぞれが提唱する将来の公共図書館像が明瞭である。「協力者会議」の提唱する将来の公共図書館像は「図書館法」や公共図書館先進国の現状を根拠にしていると推測されるのに対し、アンニヨリの提唱する将来の公共図書館像は、公共図書館先進国の間でも先端に行く公共図書館を根拠(モデル)にしている。

その点では、日本の公共図書館が将来、「協力者会議」が提唱するような公共図書館を実現したとしても、世界の公共図書館先進国間では時代遅

れになっている可能性もある。例えば、カナダのハミルトン公共図書館 (Hamilton Public Library) の元館長のロバーツ (K. Roberts) は、2012年にブリティッシュ・コロンビア州 (Province of British Columbia) の図書館員を対象に「未来に向き合って」(Facing the Future) のタイトルで講演し、北欧やアメリカ合衆国 (以下、アメリカ) の先進的な公共図書館を事例に挙げながら、将来の公共図書館について次のように語っている⁴⁾。

公共図書館は若者により多くの焦点を当て、情報を提供する場所から人々が集まり、互いに学び合い、そして新しいスキルを使う場所へ変わって来ている。公共図書館は現在でも人生を豊かにするための情報を得る場所であるが、現在ではそのような場所の1つに過ぎなくなっている。2017年の公共図書館を予測すると、書架もあり、コンピュータもあり、援助してくれるライブラリアンもいて、外観はあまり変わっていないであろう。しかし、よく見ると、利用者は図書館のコンピュータよりもwifiで自分のコンピュータを使っているであろう。図書館は、図書館以外の場所、例えば公園やコミュニティ・センター等でも使えるようなwifiを準備している可能性もある。図書館のコンピュータを1人で静かに使っている人は少なくなり、利用者はグループで集い協働し、正しくソフトウェアを使っているかどうかを確かめるために、時たまライブラリアンが廻って歩くだろう。

管理者以外のライブラリアンの役割も変化しているであろう。大規模の公共図書館ではライブラリアンを中央館から地域館へ異動させ、さらに地域コミュニティへも派遣しているであろう。それは、地域のビジネスや団体のニーズに応えるためである。ライブラリアンは、これまでのようにカウンターの後方で利用者が来るのを待つという受け身的な姿勢から、コミュニティのニーズ、教育的ニーズ、もしくは個人的ニーズに応えられるよう積極的な役割を担う必要性が出てくるであろう。また、多くの公共図書館が「ライブラリアンの予約」の方式に移りつつある。

それは、利用者が複雑な課題を解決するために、前もってライブラリアンと個人的に会う約束を取り付けることである。

このロバーツの予測なども考慮すると、日本の公共図書館界は将来どのような道を進むべきか、岐路に立たされていると言える⁵⁾。

「図書館は人なり」という標語がある通り、図書館がその機能やサービスを遂行するためには人が重要である。図書館サービスは全図書館職員によって遂行される。アンニヨリは「図書館員」の用語を使用し、今後は「図書館員も変わらなければなりません」と述べている。すなわち、図書館職員の中でも「図書館員」(司書)が最も重要であることを示唆している。

欧米の公共図書館先進国では専門職であるライブラリアン (librarian) を中心に図書館は機能している。上記のロバーツもライブラリー・スタッフ (library staff: 図書館職員) ではなく、ライブラリアン (図書館員) の用語を使用し、ライブラリアンの役割の重要性を強調している。また、高知県立図書館の山重も 2009 年に、『新図書館法と現代の図書館』の中で「図書館法」の中の職員の項に言及して、「図書館サービスの中核を担うのは専門的職員としての司書であり、図書館の発展は司書の働きいかんによるが、図書館の仕事は必ずしも、図書館の専門的事務のみではない。それで、必要に応じて、事務職員や技術職員を置くことが定められている」と記し⁶⁾、図書館サービスにおける司書の重要性、中核性を指摘している。

しかるに、『これからの図書館像』は、他の個所で司書の重要性を指摘しているものの、上記の引用文の中では、「職員」や「図書館職員」の用語を使用している。上記の「職員がそれを求めに応じて案内する点に大きな特徴がある」は、「図書館員がそれを求めに応じて案内する点に大きな特徴がある」に変更した方が説得力がある。また、「図書館職員は‘本の貸出手続きをする人’ (中略) と考えている人が少なくない」の文言に関しては、図書館職員は実際に本の貸出手続きをしており、利用者がそのように理解しても問題ない。それを「図書館員は‘本の貸出手続きをする人’ (中略)

と考えている人が少なくない」に変更すれば、図書館界と利用者の理解の仕方に齟齬が生じる。『これからの図書館像』は、上記の引用文の中でも「図書館員」の役割を強調すべきであったと思われる。

それでは、日本の公共図書館現場では、「図書館員」と「図書館職員」の用語は区別されて使用されているであろうか。文部科学省の2005年度の調査によると、同年度には2,979の公立図書館があり、30,660人の職員が勤務している。1館当たり約10.3人が勤務していることになる。そのうち司書は4.3人(41.7%)である。専任の司書は2.3人で、2000年度と比べると大幅な減少であるという⁷⁾。このように、文部科学省や図書館現場でも「図書館員」(司書)と「図書館職員」は一応区別されて使用されている。

文部科学省の2007年度の調査によると、2007年度現在、回答のあった2,038館(本館)の図書館職員総数は27,588人である。1館当たりの平均職員数は13.5人で、2005年度より増えているという。全職員のうち司書有資格者は12,894人で、1館当たりの平均司書有資格者数は6.3人である。司書(補)の資格を有する職員が勤務している公立図書館は1,911館で、それは回答のあった2,038館のうち、93.8%の図書館に、少なくとも一人の司書(補)の資格を有する職員が勤務していることを意味する。図書館長以外での司書有資格者数は12,481人で、そのうち司書として発令されている人は5,117人(40.9%)であるという⁸⁾。

以上、傾向も把握するために、2005年度と2007年度の両年度の文部科学省の調査報告を概観した。2007年度の状況を見ると司書有資格者は全職員の約47%(27,588人のうちの12,894人)である。日本の図書館界では図書館職員は全員司書有資格者である方が望ましい(もしくは、あるべきだ)と主張する人もいるが、約47%という比率は欧米の構成と比較して少な過ぎることはない。しかし、司書として発令されている人は5,117人で、図書館長を除く司書有資格者(12,481人)の約41%というのは問題であろう。

なお、「図書館職員は全員司書有資格者であるべきだ」という主張は、

(後述する) 外部委託や指定管理者制度への誘因になると推察される。何故ならば、図書館業務の中には職場研修で遂行可能な業務が数多くあり、専門的業務と非専門的業務を区別せず図書館業務のすべてを専門的業務と主張すると(「図書館職員は全員司書有資格者であるべきだ」とは、そのようなことを意味する)、外部者に図書館業務は外部委託でも十分遂行できるという意識を持たせるようになるからである。

上記のような状況にある司書、すなわち図書館員は図書館でどのような業務を遂行しているのであろうか。上記の文部科学省の2007年度調査は、司書、司書補、及びその他の職員の業務状況についても調査している。それが表1である。

表1を見ると、司書と司書補の相違は業務種別の相違ではなく、同じ業務の量的なものやレベルの相違である、と言えるであろう。同様なことが司書(補)の資格を有しない職員の業務との相違についても言えるであろう。調査報告も次のように記している。「司書(補)の資格を有する者のみが行う業務がある図書館は39.4%であるのに対し、そのような業務がない図書館は59.1%と半数を超えていることから、6割近くの図書館では、司書(補)有資格者を配置しつつも、特に司書(補)資格を有する職員と資格のない職員とで、従事する業務を分けていないことがわかる。」⁹⁾

上記のことをまとめると、2007年度現在、①93.8%の公立図書館に少なくとも一人の司書(補)の資格を有する職員が勤務している、②全職員のうち司書有資格者は12,894人で約47%に当る、③しかし、司書として発令されている人は5,117人で、館長を除く司書有資格者の約41%に当る、④約60%の公立図書館では司書(補)資格を有する職員と資格のない職員とで業務の区別をしていない、ということである。ここから推測されるのは、司書として発令している図書館では司書とその他の職員の業務は区別し、その他の図書館では司書有資格者がたとえ勤務していても業務上は区別していないか、もしくは明確な区別を設けていないだろう、ということである。

表 1

携わる業務		館長 全体 (N = 1539)	司書 全体 (N = 1593)	司書補 全体 (N = 239)	その他 全体 (N = 239)
経営管理	図書館運営の計画・立案	93.4	62.3	27.2	47.4
	議会・教育委員会等への対応	85.8	50.6	24.3	50.2
	図書館統計の作成・分析	39.1	74.1	41.4	54.9
	図書館だよりなどの広報資料の作成	21.1	83.6	53.6	56.1
	要望・苦情処理への対応	72.6	73.1	42.3	57.6
	専門的職員の研修の立案・実施	34.8	51.6	28.0	28.7
	出勤・カウンター体制管理	47.8	61.9	42.7	55.2
	ボランティア活動の管理・支援	29.7	76.6	54.8	46.9
資料管理	資料の収集方針・計画の立案	46.3	86.4	48.1	37.0
	資料の選定	35.7	96.9	71.5	49.0
	資料の発注・契約	17.7	88.9	49.4	50.6
	寄贈資料の受入・分類	12.0	94.2	73.2	55.2
	新刊資料の分類・配架	8.8	95.4	79.9	59.9
	書架整理	30.7	94.6	93.7	86.8
	蔵書点検	38.1	97.1	95.4	86.1
	廃棄資料の選定・廃棄作業	27.6	96.3	75.3	60.7
	資料の簡易な製本と修理	11.1	86.6	87.9	81.5
	目録・書誌データの加工・修正	7.9	93.5	72.4	46.5
	返却図書配架作業	29.7	76.6	54.8	46.9
	返却期限が過ぎている資料の督促処理	18.6	86.3	75.3	71.0
利用サービス	二次資料などの作成・編集	10.3	81.8	59.8	38.8
	利用者登録・利用案内等	29.0	94.9	90.0	85.0
	資料の貸出処理	35.0	94.2	90.0	89.3
	資料の返却処理	35.1	93.7	90.0	89.3
	リクエストの受付・処理	25.3	96.5	91.6	78.2
	相互貸借の手続き	9.0	92.9	76.2	54.9
	レファレンスサービス	25.4	98.7	88.3	63.4
	複写サービス	24.4	89.8	76.2	79.4
	宅配サービス	3.8	29.6	33.5	24.8
	児童サービス	12.6	88.4	76.2	58.1
	障がい者サービス	15.5	72.5	61.9	56.4
	サービス計画・主催事業の企画・立案	44.2	87.6	64.0	54.5
	学校などへの出張事業	14.9	72.7	58.2	38.8
	ホームページの企画・作成・管理	11.5	64.3	42.3	45.6
その他	2.5	4.5	5.9	3.8	

(文部科学省『図書館等における司書有資格者活用状況に関する実態調査報告書(平成21年3月):公立図書館における司書有資格者の採用・活用状況調査』(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2009/10/15/1284999_4.pdf)(p.29)(参照:2014-8-5))

表1を見ると、同調査が、司書が遂行すべき業務と司書以外の職員が遂行すべき業務を区別せずに（業務分析をせずに）調査しているという問題点もあるが、約60%の公立図書館には「司書集団」ではなく、「職員集団」という雰囲気があると推測される。すなわち、経営管理的な業務以外の図書館業務（サービス）は互いを区別せずに図書館職員全員で遂行するという雰囲気である。1980年代にある有名館長が「職員集団」という用語を使い、意識的に「司書集団」という用語を避けたことがあった。その後、日本の公共図書館界ではその用語が普及し、業務の割り振りにも影響していると推察される。また、2009年に、当時日本図書館協会（以下、JLA）の事務局長だった松岡は公共図書館の外部委託に言及して、「図書館事業には、一貫した方針に基づく所蔵資料とそのデータベースの構築、計画的なサービスの実施など、それらを担う職員集団が必要とされる。何よりも委託した業務については、委託した図書館の側が手を出すことはできない。業務が分割されることになり、図書館特有の専門性も失われる。カウンター業務など利用者に接する業務委託の場合、これは利用者に多様な対応が求められるため、仕様書による具体的な指示が困難であること（中略）つまり完成結果が明確ではない問題がある」、と記している¹⁰⁾。このように、一部ではあるが、JLAの上層部にも「司書集団」ではなく、「職員集団」という意識があり、「カウンター業務」も含めて「職員集団」が遂行する業務はすべて専門的業務と考えている人がいたことが分かる。

3. 公共図書館員（司書）の養成状況

2章で日本の公共図書館における図書館員（司書）の状況を概観した。上記のように約60%の公立図書館で司書が遂行すべき業務と司書以外の職員が遂行すべき業務の区別が明瞭でない状況の中で、公共図書館員（司書）に要求される、もしくは近い将来要求されるであろう知識や能力を明確にすることは難しい。すなわち、どのような司書養成が適切かを明確にすることは難しい¹¹⁾。

現場の多くの公立図書館では上記のように司書と司書以外の業務の区別をしていないにもかかわらず、短期大学や4年制大学では「図書館法施行規則」に則って司書課程を設置している。「図書館法」には「司書は、図書館の専門的事務に従事する。司書補は、司書の職務を助ける」という文言があり、それに則って設置している訳であるが、「図書館の専門的事務」とは具体的にどのような業務を指すのかはあまり明確にされていない。その1つの根拠が文部科学省の上記の表1である¹²⁾。

他方、2006年に『これからの図書館像』を作成した「協力者会議」は2006年と2008年に再設置され、2009年に「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」(以下、「資格取得のための科目(報告)」)を作成している¹³⁾。「資格取得のための科目(報告)」で提言されている科目が2011年に省令として図書館法施行規則に取り入れられ、2014年現在、多くの短期大学や4年制大学の司書課程が24単位のカリキュラムを編成している。すなわち、『これからの図書館像』を実現するためには図書館員(司書)は短期大学や4年制大学の司書課程で24単位の図書館学を履修すればよい、と「協力者会議」も文部科学省も結論づけたと考えられる。

2011年に改訂された図書館法施行規則で24単位の図書館学の履修になったことについては補足説明が必要であろう。

24単位に至る経緯としては、『これからの図書館像』を作成した「協力者会議」が2006年に再設置され、担当者の文部科学省の社会教育課図書館振興係から検討課題として次の2つが提案された。

- 1) 「図書館職員に必要な資質・能力」及び「司書の養成の在り方」についての検討
- 2) 「職員研修の実効性を高めるための方策」、「司書有資格者の再教育」、「司書制度の枠組み」などの課題についての検討

上記の検討課題に対して、「協力者会議」の委員の一人であった根本は、2006年の第2回会議で「司書の最低学歴要件を学士とする」などを検討課題にするよう提案したが、現行の図書館法の枠組みの中で議論することになっていったようで、その後議論がかみ合わなかったと言う¹⁴⁾¹⁵⁾。2006年時点での「図書館法」の第5条2項は「大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの」となっており、「協力者会議」での検討課題はその「図書館に関する科目」だけに絞られていたのであろうか。「協力者会議」においても2001年に改正された「博物館法」を参考にして、「図書館法」の司書の資格を議論することは可能でなかったのだろうか。根本委員以外の委員は、司書の資格と学芸員の資格の相違をどのように理解していたのであろうか。

文部科学省の社会教育課が作成している議事要旨を読むと、「司書の養成の在り方」領域におけるその後の検討会では、短期大学と4年制大学における司書課程という前提で「図書館に関する科目」が検討されている¹⁶⁾。(なお、『日本の図書館情報学教育2005』¹⁷⁾によると、2004年現在で司書資格を授与している短期大学は74大学あった)

2006年から中央教育審議会生涯学習分科会で図書館法の改正の検討がなされており、JLAはその動きを知り、2007年に同分科会に次のような「図書館法の見直しにあたっての意見」を提出している(抜粋¹⁸⁾)。

大学における図書館学課程の科目内容を省令により定める法第5条第2号は、「大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの」を司書となる資格を有するとしているが、その内容に関しては特段の定めがない。社会教育主事、学芸員はいずれも省令で定められているので、司書についても同様に措置することが適当であると思われる。

この文言を含めての意見書全体には、第5条2項の「大学を卒業した者

で大学において図書館に関する科目を履修したもの」自体の改定に関する言及はなく、上記の文言からも資格のレベルを上げた形での改定を望んでいるとは読み取れない。専門職としての司書養成の視点からは少なくとも「学芸員の資格と同等にするように」、という要望があるべきであったと思われる。

JLA 理事会は 2008 年には、理事長名で「図書館法改正に基づく司書養成の省令科目について」という要望書を文部科学大臣に提出している。その中に、「総単位数は、当協会が従前（1996 年改正時）から提起してきた 24 単位程度を大枠とし、最大 26 単位以内に収めること」、という文言がある¹⁹⁾。それは明らかに短期大学での司書養成を前提としていると言える。また、JLA 図書館学教育部会（以下、図書館学教育部会）も「協力者会議」の第 17 回会議（2008 年）の際に「総単位数 24 単位（特論を含むと 26 単位）」案を提案している²⁰⁾。このような JLA や図書館学教育部会の動きは、両組織が司書養成は従来通り短期大学と 4 年制大学で行うことを前提としていると推察される。

上記の JLA と図書館学教育部会の姿勢（考え方）や要望にも関わらず、「協力者会議」は第 19 回会議（2008 年 6 月）で 28 単位案を採択し、責務を終えている。そして、図書館界に公表し、ヒアリングを行っている。図書館学教育部会が中心となってヒアリングの場が設定された。ヒアリング会場では、28 単位に増えると現在司書課程を設置している短期大学や 4 年制大学の中で対応できなくなる大学が生ずる、と強い反対意見が出た。2008 年 7 月に再設置された「協力者会議」はヒアリングを行った結果を踏まえて再度科目案（28 単位案）の検討に入った。再設置された「協力者会議」が第 1 回検討会を開催する直前（6 月 13 日）に JLA 理事会から理事長名で文部科学大臣へ上記の要望書が提出された。その要望書の内容の一部は、「総単位数は、当協会が従前（1996 年改正時）から提起してきた 24 単位程度を大枠とし、最大 26 単位以内に収めること」というものであった²¹⁾。

以上のような経過を経て、2009 年に「資格取得のための科目（報告）」が

公表された。最初の 28 単位案と比較すると、24 単位に減少している「協力者会議」の中に設置された「図書館に関する科目検討 WG」の委員の一人であった大谷によると、検討の初回から「短大での開講を確認」したようであり²²⁾、また「協力者会議」の主査であった葉袋によると、「図書館に関する科目」を議論する際には「実現可能性」を考慮した、ということである²³⁾。そのような前提での検討の結果、ヒアリング後の再検討の結果は 24 単位になった。科目名も 28 単位案の際の科目名から相当変更され、従来の司書講習のための科目名にいくぶん色付けした形になっている。

図書館学教育の専門家が様々な資料を使い、そして様々な意見を聴取して、総計 19 回に及ぶ検討の結果（司書養成科目だけを検討した訳ではないが）、作成した 28 単位案であった。2008 年に再設置された「協力者会議」は、ヒアリングの後のわずか 5 回の検討後、24 単位の「資格取得のための科目（報告）」を作成している。そのような大きな変更の要因は何であったのだろうか。「協力者会議」の作業方法に疑問を抱かざるを得ない。

以上、JLA や図書館学教育部会からの要望も含めての、「協力者会議」が 2009 年に「資格取得のための科目（報告）」を作成するまでの経緯を概観したが、この間の図書館学教育部会の活動を辿る必要もあると思われる。以下に、この間の図書館学教育部会の活動を、関連する事項や活動にも言及しながら検討する。

『これからの図書館像』を実現するために「司書の養成の在り方」等を検討すべく「協力者会議」の 2 度目の設置となった 2006 年は、奇しくも 1996 年改正の「図書館法施行規則」に基づく司書課程の 10 周年に当り、同部会は同年「司書課程とカリキュラムの 10 年」というテーマでの研究集会を開催している。1996-2003 年まで部会長を務めた高山の講演もあり、その中で興味を引き、危惧されるのが次の発言である²⁴⁾。

図書館は生涯学習や高等教育を含め、学校教育との関わりの中で存続する関係上、行政とは無関係ではありえないのです。まして、現行の司

書養成が図書館法施行規則に縛られている以上、その教育をどうするかについて、文部科学行政と極めて密接な関係を維持しなければなりません。しかし現状では、教育部会が所属する日本図書館協会と文部科学省の関係はよくありません。教育部会の図書館学教育に関する要望が文部科学省行政に反映される道は殆どないと言ってもよいでしょう。

高山が論ずるように、現行の司書養成が図書館法や図書館法施行規則に縛られている以上、その養成法については文部科学省と密な関係を維持しなければならない。根本なども論ずるように²⁵⁾、日本の専門職や図書館行政はアメリカと異なり国家依存型（法律に依存しているということ）である。国家依存型の日本では公共図書館員（司書）の専門職化は図書館法や省令科目を無視しては進め難く、その養成のレベルアップのためには「図書館法」や省令科目の改正が必須である。2008年度の図書館学教育部会の研究集会で、JLAの事務局長であった松岡の講演「政府の図書館政策の動向と日本図書館協会の対応」の内容からも、JLAは文部科学行政と対抗しているという印象を受ける²⁶⁾。しかし、『図書館年鑑2009』の中の「年表：図書館法改正と図書館振興をめぐる動き、2000-2008」²⁷⁾を読むと、JLAは文部科学省と、特に2007-2008年間に頻繁に交渉している。そのような関係は以後もつづけて欲しいものである。

高山はまた、同研究集会の「ディスカッション」のセッションで次のような発言もしている²⁸⁾。

私は、学部での課程（短大を含む）や司書講習を入口としか思っていない。図書館では何をやっているだろう、という概要を学ばせて、関心を持ってもらう入門部分だと思っています。そういった知識を身につけた人に司書資格を与え、そういう人が必要という職場が採用する、そういったものでしかないと思います。

また、元図書館学教育部会長を務めた糸賀は、同じセッションで次のように述べている²⁹⁾。

省令科目は車の仮免許のように考えて、その後路上をきちんと走れるようにするにはどうすればいいのか、二種免許をとるにはどんな仕組みが必要なのかといったことをまずしっかり考えることによって、省令科目をどうするのかという議論が効果的に出来ると思います。

省令科目は法令上専門的業務を掌る司書の養成である。すなわち、司書資格取得者は公共図書館で専門職として採用される資格を持つ者である。省令科目の履修者が公共図書館で専門職として採用される資格に値しないならば、値するように（基礎教養も含めて）カリキュラムの変更を検討するのが図書館学教育部会の責務であると思われる。もちろん、図書館学教育部会の責務は省令科目に関して検討するだけでなく、司書教諭をはじめ他の図書館の図書館員の養成も検討する責務があり、また、勤務している図書館員やその他の職員の研修等の在り方を検討することもその責務の中に入るであろう。端的に言うならば、図書館学教育部会の責務は、図書館サービスの向上を図るべく、如何にしたら図書館員の資質を向上させることができるかを検討することである、と言えよう。

他方、日本図書館情報学会は、科学研究費を得て「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」を行い、研究成果を2006年に『IIPER 報告書』のタイトルで公表し、日本でも公共図書館、学校図書館、大学図書館、及び専門図書館の図書館員は大学院で養成されるべきであるとしている³⁰⁾。

日本図書館情報学会のように図書館学教育部会も館種を問わず一括して図書館員の養成を検討する必要もあるが、日本には「図書館法」や「学校図書館法」があり、その法律（施行規則も含めて）の中に養成法も明記されているので、図書館学教育部会ではそれらの法律に規定されている養成法

の検討を優先させた方が育成改善の実現性が高いと思われる。

「図書館法」に基づく司書の養成を検討する際には、「専門的業務を掌る司書の養成」であることに留意する必要がある。すなわち、「司書養成」の議論だけが独り歩きせず、養成された司書は実際に図書館に専門職（司書職）として就職している（採用されている）かどうか、を確認する必要がある。専門職（司書職）として就職していない（採用されていない）ならば、養成の目的は達成されていないことになる。そして、その際にはその要因は採用する図書館側にあるのか、それとも養成側にあるのかを突き止める必要があるだろう。端的に言えば、司書養成は養成される司書の就職とセットで議論される必要があるということである。

それでは、日本における司書養成と司書資格取得者の就職の状況はどのようになっているであろうか。三輪などは、2006年に、司書養成と司書資格取得者の就職状況について次のように記している³¹⁾。

2003年度には、全国で12,000人以上に司書資格が付与されていることが明らかとなった。(中略) 2002年度には日本図書館協会が実施した調査結果によれば、公立図書館の新規採用職員のうち図書館に配属された司書資格者は81名であり、資格を採用の要件として募集し、かつ司書として発令されているのは31名に過ぎない。したがって、就職市場である公立図書館の採用状況と、人材育成を担当する大学の教育実態の間には極めて大きな開きがあり、大学の司書課程が司書資格者を過剰に生産していることは明らかである。

(中略) 過半数の大学が司書資格取得者の卒後進路を把握していないことも明らかとなった。一方で、司書資格には実習が義務付けられていないため、比較的取得しやすい国家資格として学生に認識されており、公立図書館への就職機会が極めて限られていることを知っているにもかかわらず、司書課程を履修する学生の数にはほとんど変化がみられないことも明らかとなった。なお、司書課程を担当する専任教員は1ないし2

名で、特に私立大学では専任教員の減少傾向が見られ、それを非常勤教員で補っている実態が明らかになった。

図書館法改正と関わった文部科学省の社会教育課企画官であった栗原も、図書館学教育部会の 2008 年度の第 1 回研究集会で次のように述べている³²⁾。

平成 19 年度末の調査では、大学養成課程修了者 9,076 人、司書講習修了者 1,209 人で合わせて約 1 万人が司書資格を取得しているものの、実際に図書館関係に就職しているのは数%に過ぎないという実態を十分に考慮する必要があると考えている。

また、「図書館法」改正の動きのある 2008 年の状況の中で、吉田は次のように述べている³³⁾。

図書館界は現実対応能力が乏しく、リアリティの希薄な世界だと常々感じてきた。協会はそういったことを象徴するような組織ではないかと疑ってきたが、誤解であればうれしい。図書館界に長年身を置き、図書館学教育にもずっと携わってきた。(中略) 教えている学生たちのいったい何パーセントが業界で働くのだろうか、また幸運に仕事にありついたとしても、専門職として自律的にやっていける者がどれだけいるだろうか(中略) こんなほやきは無数にささやかれてきた。その原因を外部世界に求める傾向もあった。(中略) 筆者は 90 パーセントまでは、業界内部にあると思う。自分の知るかぎり 30 年間全く同じ問題点が蒸し返されてきた。そして、ほとんど何も改善されなかった。(中略) 考えてみれば、今まではなんののかんのかんといっても、幸せな業界だった。実態としては専門職とは言い難い司書を、うわべだけはなんとなく専門職的に扱ってくれていた。公共図書館の世界では、不平不満は言いつつも、箱もの

行政のおこぼれで図書館数はずいぶん増えた。さほど役に立たない司書資格をとろうと、大勢の学生が受講してくれた。商売はそれなりに成りたった。しかしもう限界だろう。(中略) さまざまなしがらみがからみあっている。利権問題もあれば、生活がかかっているという切実な問題もある。そういった利害を調整しつつの困難な改革が待ち構えている。(中略) 今回の養成制度改革は、縮小しつつも質を充実させるための、最後の機会になるかもしれない。

上記の三輪等、栗原、吉田の論述から、2002-2008年間の司書養成は実質的には司書養成になっていないことが分かる。三輪等と吉田の論述からは、「協力者会議」の28単位案(2008年現在より8単位の増加)に反対した司書課程の教員の立場が理解できる。過半数の司書課程では、司書資格取得者を図書館へ就職させるという目的で課程を設置している訳ではない。図書館への就職のチャンスが殆どないにも関わらず、司書資格の取得を希望する学生が存在するから司書課程を設置しているのである。そのような学生が存在すると、岩崎も指摘するように³⁴⁾、大学側にとっても自大学の司書資格取得者が図書館に就職できようとできまいと関係なく、学生を惹きつけるために司書課程を設置する。担当する専任教員は1人または2人であり、特に司書課程の大多数を占める私立大学で専任教員の減少傾向がみられる場合、科目の増加は大きな問題である。そのような状況があつて、「協力者会議」が28単位案を作成して図書館界でヒアリングを行った際、大反対があつたと推察される。

図書館学教育部会の2006年度の第2回研究集会(2007年)では、志保田部会長から「協力者会議」の活動についての報告があり(志保田は「協力者会議」の委員でもあつた)、部会の幹事の一人である大谷から、「LIPERによる司書検定の試験の動向」のタイトルで報告がなされている。大谷の報告の中で注目されるのは、JLAでは「司書資格さえ有していれば専門職であるということはないという認識である」の発言である³⁵⁾。「あるというこ

とではない」の意味がわかりにくい、もし「司書資格さえ有していれば専門職である、という認識はない」という意味ならば重大な意味を持つ。

前述したように、法令上は省令科目は専門的業務を掌る司書の養成であり、司書資格取得者は公共図書館で専門職として採用される資格を持つ者である。しかし、現状は、三輪など、栗原、吉田が述べた状況にあるので、JLAは「上級司書」を認定して、図書館員のレベルアップを図ろうとしているようである。そのような認識と方針は大きな問題を抱えていると思われる。「図書館法」では、省令科目で司書を養成し、公共図書館はその司書を専門職(司書職)として採用することが意図されている。JLAは「図書館法」や「図書館法施行規則」の意図を軽視(無視)して、JLA自身が考える専門職を打ち立てようとしているのであろうか。

また、大谷の上記の発言には、次のような文言がつけられている³⁶⁾。

これまでもJLAでは資格取得そのものは最初のステップであり、その後の研鑽によって専門職になるといつてきたが、ともすると資格を取得さえすれば専門職であるという極度に単純化された命題が主張されていた。しかし、「上級司書」の議論によって、改めて司書は研鑽を積むことで、本当の意味での専門職になっていくということが再認識されたと思っている。

まず「専門職」について述べる。司書職が関わる専門職は「知的専門職」と呼ばれるが、「知的専門職」は幅のある概念である。司書職を「知的専門職」として理解すると、日本の司書職は専門職である。「図書館法」と「図書館法施行規則」からそのように読み取ることができる。

2章で日本の公共図書館における司書の状況を概観し、司書として発令されている人が5,117人存在することが分かった。学歴や図書館業務(業務分析がなされ、司書は専門的業務に従事していること)の領域で理想的な専門職という観点からは多くの課題を抱えているかも知れないが、曲がりなり

にもその司書たちは専門職員であり、その司書たちを採用している図書館には曲がりなりにも専門職制が確立している。しかし、上記の大谷の文言からは、そのような理解の仕方を読み取ることができない。JLA も大谷のような理解の仕方をしているならば、大きな問題である。JLA が「上級司書」(2014年現在は「認定司書」)よりも優先的に取り組まねばならない課題は、多くの課題を有する司書資格であっても、その取得者を公共図書館に採用させて司書職制度を確立することであろう。

図書館学教育部会の2007年度の第2回研究集会(2007年)では、部会長の志保田が「日本図書館協会の図書館学教育部会活動と図書館関係文部科学行政」、「協力者会議」の委員である糸賀が「司書養成制度をめぐる国の動向——図書館法と省令科目の改正を中心に」のタイトルで講演を行っている。2008年度の第1回研究集会(2008年)では、元部会の幹事であった大谷が「JLA 専門職認定作業の新展開」のタイトルで講演を行い、次のように述べている(抜粋)³⁷⁾。

司書課程で現在毎年大勢の人が資格を取得していて、粗製乱造ともいわれる現状に対して、養成する人数を絞り、その少数に確実に専門職になってもらうようにするという意見もありますが、これも多少疑問に思うところがあります。

まず、現在の文部科学行政の仕組みの中で、粗製乱造を絞ることが可能か、つまりハードルの高いカリキュラムを制定して、それを実施する少数の大学のみにも課程を開くことを認めるよう規制を強化することが可能かという問題です。現在、大学それ自体でさえ、制約を課さない代わりに各学校法人に自己責任を求めるという形になっている状態で、司書課程にだけ丁寧な行政指導が行われるのかは極めて疑問です。教育の質を改善することは絶対に放棄すべきではありませんが、その裏付けを現在の文部科学省に求めるのは厳しいように思います。個人的には、現在日本図書館情報学会で検討されていますが、何らかの検定試験を実施

していき定着させることで、課程の質を向上させていく方が妥当ではないかと思っています。

おそらく高度の専門職と言われる医者や弁護士の養成とは異なる、いわゆる準専門職の養成のように「需要と供給のバランスをよくする」という意見だと思われる。大谷は疑問視しているが、粗製乱造の現状を解決する最善の方法は養成レベルを上げて養成する人数を絞ることであろう。

また、「大学それ自体でさえ、制約を課さない代わりに各学校法人に自己責任を求めるという形になっている状態で、司書課程にだけ丁寧な行政指導が行われるかは極めて疑問です」、の文言には疑問が生ずる。現在、免許や資格に関しては必ずしも各学校法人に自己責任を求めている。教員免許が典型的な例である。従来、社会教育の一環としての司書課程は学校法人に自己責任を求め形になっていた感があるが、今後は学校教育の教員免許のような仕組みにしていく必要があるであろう。

図書館学教育部会は、「協力者会議」による「大学における図書館に関する科目」の検討結果が具体化してきたので、2008年に臨時研究集会を西会場（大阪府立中之島図書館）と東会場（慶応義塾大学）の2か所で開催している。西会場では部会長の志保田から「図書館学教育部会案について」のタイトルで報告が行われている。その報告の中に次のような文言がある³⁸⁾。

司書・司書補講習の廃止、司書資格を与えるための基盤組織を四年制大学とし、さらに大学院を基盤とすることといった点の主張は、今般の図書館法の改正では実現しないことが明白となった。これらのことは図書館学教育の格の点から言えば残念なことである。諸外国と比較しての養成レベルの低さが継続することとなった。

しかし、当部会はJLA内の委員会であるため、図書館法に基づいて養成する司書の受け入れ先である公共図書館（部会）や、養成課程を実行展開する大学・短大法人と意見を調整する必要があり、上述のようなこ

とを強引に主張することに躊躇がある。総会、評議会、理事会、常務理事会で意見を聞いた結果として、現在においては、図書館法が規定するとおり、短大での司書養成の継続及び司書講習の継続を、追認せざるを得なかった。

ここで生ずる疑問としては、「協力者会議」による「大学における図書館に関する科目」が検討されている時（すなわち、2006年以降で志保田部会長も「協力者会議」の委員である時）、図書館学教育部会は「司書・司書補講習の廃止、司書資格を与えるための基盤組織を四年制大学に」という主張や提案を「協力者会議」にしたことがあるだろうか、ということである。生涯学習政策局社会教育課が作成している議事要旨を読む限り、そのような形跡は見つからない。また、「当部会はJLA内の委員会であるため、図書館法に基づいて養成する司書の受け入れ先である公共図書館（部会）（中略）と意見を調整する必要がある」という部分にも違和感を感じず。司書の受け入れ先である公立図書館の状況は2章で概観したような状況にある。そのような状況にある公共図書館（部会）の意見に耳を傾けていては、養成の改革は望めないと思われる。

同様のことが、「養成課程を実行展開する大学・短大法人と意見を調整する必要がある」にも当てはまる。養成課程を実行展開している大学・短大は、三輪などや吉田が上記したような状況にある。そのような大学・短大法人と意見を調整しては、養成の改革は望めないと思われる。

「総会、評議会、理事会、常務理事会で意見を聞いた結果として、現在においては、図書館法が規定するとおり、短大での司書養成の継続及び司書講習の継続を、追認せざるを得なかった」という文言にも違和感を生じる。総会、評議会、理事会、常務理事会は意見を聞くところではなく、教育部会で検討した結果を提言・提案するところだと思われる。評議会、理事会、常務理事会などによって教育部会の提言や提案が却下された場合は再度検討し、あくまでも教育部会案に拘るべきであると思われる。それが図書館

学教育の専門家で構成されるであろう教育部会の責務だと思われる。

また、その報告の中には次のような文言もある³⁹⁾。

今般、図書館法改正の下での省令による「大学における科目」の規定に関し、当部会では2007年の研究集会から始めた。しかし省令に新たに規定されるであろう“大学における図書館に関する科目”の原案が非公開のままでは、検討の足場がない。

そこで現行省令(しかも司書講習科目)の、20単位科目を対象に系統的把握を試み、時代にどう対応するかを図った。なお科目名称も現省令に借りた。処理過程のことゆえ、旧態依然との批判は当たらない。

この箇所では、「処理過程中」ということで、科目名称に関しては特にコメントはない。また、本稿では科目名や科目内容までの考察は意図していない。しかし、「省令に新たに規定されるであろう“大学における図書館に関する科目”の原案が非公開のままでは、検討の足場がない」という部分に関しては疑問が残る。図書館学教育部会は「協力者会議」とは関係なく、自ら改革案や改善案を作成して理事会に提案し、理事会の承認が得られたら、理事会と共に文部科学省と交渉することが可能であったと思われる。すなわち、「協力者会議」の原案が見えようと見えまいと、自分たちで「大学における図書館に関する科目」を作成するのだ、という意識であり、気構えである。「原案が非公開のままでは、検討の足場がない」、という表現には受け身の姿勢が感じられる。アメリカやオーストラリアなどの外国の図書館情報学における専門職団体とくらべて、JLA やその教育部会は消極的な姿勢が感じられる。

東会場では、竹内幹事が「‘大学における図書館に関する科目’」についての日本図書館協会図書館学教育部会幹事会の考え方」のタイトルで報告がなされている。その報告には次のような文言がある⁴⁰⁾。

幹事会は「大学における図書館に関する科目」が制定されること自体には大いに賛成する。また司書養成のための入門科目、換言すれば「図書館情報学の入門科目」と位置づける点も「試案」と同じであり、「試案」の見解に賛成する。なお、入門科目と位置づける裏には、この司書養成の上に更に上級の図書館情報学教育カリキュラムが連続して存在することを認知するということがあり、そこには学部レベルの専門教育、あるいは大学院レベルの教育が含まれる。教育部会としては国際的には司書養成は大学院での実施が主流であると主張してきたところであるが、今般の図書館法改正には容れられていない。しかしながら、大学における図書館に関する科目が決まったことを一歩前進とし、今後さらに歩を進める礎としたい。

上記の「『図書館情報学の入門科目』と位置づける点も『試案』と同じであり、『試案』の見解に賛成する」という文言に対して違和感を生じる。「図書館法」や「図書館法施行規則」を読む限り、「大学における図書館に関する科目」は専門職（司書職）としての司書を養成するための科目であり、「図書館情報学の入門科目」ではない。現場の図書館が望む「大学における図書館に関する科目」、すなわち司書資格取得者に身に付けて欲しい知識と能力は、司書職制が確立している大阪府立図書館の例で言えば、次のようなものである⁴¹⁾。

初任者に求める資質・能力としては、知的好奇心、人への共感とサービス精神、優れた組織人であること、図書館の本質的な役割への理解と時代と社会の変化に対応できる柔軟性、真理・公共性への誠実さ、実務家であること、基礎的な教養と専攻分野の知識、資料情報についての知識と検索能力、読書力と文章力・表現力、語学力・IT能力などである。

「図書館情報学の入門科目」では、特に短期大学における養成では上記

のような知識と能力を備えた司書が養成できるであろうか。「協力者会議」における「図書館情報学の入門科目」という考え方は、文部科学省からの短期大学も視野に入れての検討依頼に対して、類縁機関である「博物館法」の学芸員資格に及ばない検討課題に対する釈明であると推察される。何故ならば、「協力者会議」の委員たちが「図書館法」や「図書館法施行規則」を読み間違えるとは考えにくいからである。

図書館学教育部会が「大学における図書館に関する科目」を、入門科目として位置付ける際は、学部レベルの専門教育や大学院レベルの教育等の具体案も示し、等級を付し、公共図書館の司書養成はこのようなものであると提言する必要がある。幹事会は、「図書館法」改正の動きから、短期大学の司書課程は存続すると認識したようであるが、そのような認識の下でも可能な限り単位数を増やして質の向上を図る必要があったと思われる。単位増によって開講できない大学は司書課程を中止することが実質的な改善につながる。しかし、それはあくまでも「改善」であり、「改革」ではない、我々は、「改革」という場合、少なくとも「博物館法」の規定する学芸員資格すなわち、学士号を最低資格とする、のような資格にする必要があると理解する。

「協力者会議」の「資格取得のための科目（報告）」について言及すると、「協力者会議」の主査を務めた葉袋は後に、将来の司書に必要とされる図書館員の技術や能力を育成するためには24単位では不十分である、と述べている。また、その不十分さを解決するためには、大学における司書養成のための履修科目を第1段階と見なし、大学卒業後の学習を第2段階と位置付けることである、とも述べている⁴²⁾。そのような養成法は他の国にはあまり見られない。

図書館界が24単位に対する葉袋の弁に納得するとすれば、それは将来大きな禍根を残すことになるであろう。葉袋は、「日本の図書館職員養成上の最大の問題は履修単位数の不足であり、今回の24単位はかなりの改

善であるが根本的な解決にはならない」とも述べているのである⁴³⁾。

アメリカやオーストラリアの公共図書館員養成を参考にすると、日本の司書養成に欠けているのは、図書館学の履修単位数の不足だけではない。大学院や学部などといった設置のレベルを考慮せずに、図書館学の履修単位数だけに絞ると、アメリカやオーストラリアの公共図書館員養成とくらべても遜色はない。専門科目である図書館学の履修の前提(基盤)になる教養教育のレベルの低さが問題である。ここでいう「教養教育」とは、大阪府立図書館の例で示した「基礎的な教養と専攻分野の知識」育成のための教育のことである。

アメリカでは、公共図書館員養成のための図書館学の履修は大学院で行われる。すなわち、学士レベルの教養的知識が必要だとしている。オーストラリアの公共図書館員養成においては、図書館学の履修は学部の専門課程(学科や専攻等)と大学院で行われる。アメリカよりレベルが低いが、日本の短期大学で司書の資格が取得できるのとは大きな相違である。なお、アメリカやオーストラリアでも短期大学レベルの図書館学教育は盛んである。しかし、それはサポートスタッフ(支援職員、もしくは司書補)の養成である⁴⁴⁾。

4. 我々の推奨する公共図書館員(司書)の養成案

21世紀の公共図書館に要求される司書はどのように養成される必要があるであろうか。上記の『LIPER 報告書』では、公共図書館、学校図書館、大学図書館、及び専門図書館の図書館員は大学院で養成されることを提唱している。しかし、公共図書館員の養成だけを対象に検討すると、28単位への科目増設も成し得なかった公共図書館の図書館員(司書)養成を、果たして大学院へ格上げすることが可能かどうか、疑問が生ずる。

『LIPER 報告書』のメンバーであり、図書館学教育部会の幹事でもあった大谷は、図書館学教育部会の2006年度の第2回研究集会の報告で「LIPERによる司書検定試験の動向」の中で、次のように述べている(抜

粹)⁴⁵⁾。

現在のわが国の大学進学率はかつてのように大幅に伸びているとはいえないが、大学の位置付けは「ユニバーサル段階」(中略)になっている。(中略)このような状況において、かつては必要な一定程度の教養を担保していた「大学卒」「短大卒」という肩書きが、現在においても情報専門職に求められる教養を担保しているのかは疑問である。

メンバーの間に上記のような認識があって、『liper 報告書』は大学院での養成を提唱していると思われるが、本稿では、専門職として認識されている小・中・高等学校の教員免許が大学の学部レベルで取得できることを参考にし、4年制大学の学部レベルでの養成で、専門職としての司書に求められる教養を相当程度身に付けることが可能であると理解する。

本稿ではまた、日本の公共図書館の図書館員養成は、公共図書館のための「図書館法」がある以上、「図書館法」を基盤に検討する必要があると考える。そして、国際的な視野で、すなわち諸外国の図書館員養成を参考にしながら、「図書館法」を改正すべく努力すべきであると理解する。専門職図書館員の養成を国際的な視野で見ると、学部レベル(大学院以下の意)で行われている国が多い⁴⁶⁾。図書館員養成においては進んでいる国に入るイギリスやオーストラリアでは、主流は大学院課程であるが、学部の専門課程も専門職の図書館員養成として認めている。すなわち、両国では学部の専門課程の図書館学も専門職団体から認定の対象になっている⁴⁷⁾⁴⁸⁾。2012年に改訂された国際図書館連盟(International Federation of Library Associations and Institutions)の「図書館情報学専門職教育プログラムのためのガイドライン」(Guidelines for Professional Library/Information Educational Programs)は、「このガイドラインは、主に大学院と学部レベルを対象とし、どちらも専門職としての資格に繋がるものである」と記している⁴⁹⁾。すなわち、国際図書館連盟でも専門職ライブラリアンは学部と大学院の両方で養成す

るという考え方を採用している。

上記のような諸外国の状況やわが国の現状を勘案し、我々は次のような3つの改革案を提唱する。

(第1案)

- 1) 短期大学における司書課程を司書補の養成に変更する。
- 2) 4年制大学における司書課程を学部の特設課程(専攻や学科等)に変更する。
- 3) 大学院で養成される司書を上級司書として位置付ける。

(第2案)

- 1) 短期大学における司書課程を司書補の養成に変更する。
- 2) 4年制大学における司書課程の科目を30単位以上に変更する。
- 3) 大学院で養成される司書を上級司書として位置付ける。

(第3案) (「博物館法」を参考にしている)

- 1) 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目の単位を修得した者
- 2) 大学に2年以上在学し、前号の図書館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上司書補の職にあった者
- 3) 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者

(前項第2号の司書補の職には、官公署、学校又は社会教育施設における職で、社会教育主事、学芸員補その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする)

上記の3つの案に説明を付すと、第1案に実現の可能性があるならば、その案は諸外国と比べても遜色のない養成法になると理解する。第1案に

類似した提案が1972年に図書館学教育部会図書館学教育基準委員会からなされている。その提案は次のようなものであった⁵⁰⁾。

- 1) [図書館学] 専攻の大学院⇒専門司書
- 2) 4年制大学の図書館学科もしくは専攻⇒普通司書一級
- 3) 4年制大学の図書館学課程 [非専攻] ⇒普通司書二級
- 4) 短大の図書館学課程 [非専攻] ⇒司書補

上記の提案に対して、講習廃止や短期大学を司書補に格下げしている、などと多くの批判が出た⁵¹⁾⁵²⁾⁵³⁾⁵⁴⁾。現在振り返ってみると、1つの大きな課題としては、その提案は現存する「図書館法」や「学校図書館法」を廃止し、国にすべての図書館員を対象とする図書館法を制定させようとするものであり、たとえ図書館界の同意を得たとしてもその実現は極めて困難であっただろう、ということである。

上記の1972年の提案で図書館界から問題視された講習廃止に対しては我々も廃止を提唱する。司書を知的専門職の一つと理解するならば、21世紀になった今、講習で司書を養成することは不可能であると理解する。また、短期大学を司書補に格下げすることに対しては、上述した通りである。2014年現在、4年制大学への進学率が50%を超える状況で⁵⁵⁾、短期大学で図書館学を履修した者を知的専門職としての「専門的図書館員」とすることは憚られる。2008年に図書館法が改正された際、専門的職員としての司書の資格を学士号を前提とせず、短期大学で図書館学を履修した者も含む内容の「大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修した者」の文言にした文部科学省の見識を疑わざるを得ない。

我々も、『liper 報告書』の提唱を理想的なものと理解する。しかし、『liper 報告書』の提唱は日本の現状を考慮すると理想的に過ぎる。なお、『liper 報告書』の中心的な人物であった根本も、委員の一人として参加した「協

力者会議」では、「実現可能性」を重視してのことだと推測されるが、「司書の最低学歴要件を学士とする」を提案している⁵⁶⁾。すなわち、我々の3つの案と同じスタンスに立っている。

根本は、同提案の中に「司書補の廃止」を含めているが、我々は、アメリカやオーストラリアの例を参考にして、図書館職員の構成としては司書(librarian)、司書補(library technician)、職員(library assistant)が望ましいと考えている。アメリカやオーストラリアでは司書補(library technician)の養成も盛んに行われており、日本でも司書補の養成は必要だと思われる。

第1案の実現可能性が極めて低い場合、第2案を提唱する。

第2案の根拠(モデル)になっているのは、日本の教育職員の資格(免許)である。小学校や中学校の2種免許状を司書補の資格に相当するものとし、小学校、中学校、高等学校の1種免許状を司書の資格に相当するものと想定した。そして、小学校、中学校、高等学校の専修免許状を上級司書の資格に相当するものと想定した。

小学校の1種免許状を取得するためには学士号に加えて「教職に関する科目」を41単位取得する必要がある。中学校の1種免許状を取得するためには学士号に加えて「教職に関する科目」を31単位取得する必要がある。高等学校の1種免許状を取得するためには学士号に加えて「教職に関する科目」を23単位取得すればよい⁵⁷⁾。しかし、高等学校の1種免許状の場合、「教科又は教職に関する科目」の項は16単位履修する必要があり、「教科又は教職に関する科目」も含めて計算すると、中学校と高等学校の1種免許状は、単位数の上では差はない。そのことを考慮すると、司書の資格は学士号に加えて図書館学に関する科目を最低でも30単位取得する必要があると思われる。専修免許状の場合は、いずれの学校においても修士の学位に加えて、「教職に関する科目」(23-41単位)と「教科又は教職に関する科目」(32-40単位)を履修する必要がある。そのことを考慮すると、上級司書は「公共図書館学専攻の図書館学の修士号保持者」の規定で十分と思われる。なお、上級司書という名称に関しては、教員の場合、専修免許状

保持の教員も単なる「教員」であり、名称に関しては異なることになる。教育職員は専門職として社会的にも認知され、『専門職養成の日本的構造』(橋本鉦市編著 玉川大学出版部 2009)の中にも取り入れられ、専門職として研究の対象にもなっている。

日本における司書養成も含めた図書館員養成に関する議論を振り返ると、JLAの中に設置された図書館学教育改善委員会から1965年に「図書館学教育改善試案」が公表され、公共図書館対象、学校図書館対象等、すなわち館種ごとの学科レベルのカリキュラム案が提示された⁵⁸⁾。その案をテーマに1967年に図書館学教育研究集会が開催され議論されたが、その後、それ以上の進展はなかった。なお、改善案は短期大学での養成も容認していた。

1972年には、図書館学教育部会の中に設置された図書館学教育基準委員会から「図書館学教育改善試案」が公表された⁵⁹⁾。この案は、上記のように講習を廃止し、短期大学での養成を司書補、4年制大学での養成を普通司書、大学院での養成を専門司書とした。この案に対して、特にレベルを設けたことに対して図書館界から批判が集中し、その後、それ以上の進展はなかった⁶⁰⁾。このように、過去に幾度かの改革案が出ているが、また、レベルを設けることにも厳しい批判が出ているが、我々は今回敢えてレベルを設けた改革案を提唱する。

根本などは、図書館員養成の参照軸にすべく「管理栄養士」や「臨床心理士」の養成を研究し、司書課程と比較している。上記の橋本鉦市編『専門職養成の日本的構造』に採用されている①国家・政府、②高等教育機関(養成機関)、③市場(職場や職能団体)の3者のアクター間のパワーバランス・モデルを利用して分析を行った結果、司書養成の場合は「管理栄養士」や「臨床心理士」の養成で見られる養成機関を代表する組織は見られず、市場(職能団体)の中に入れ子構造になっていることを見出している。また、医師の養成や法曹養成においては国家試験等により量的な規制がなされているが、司書養成は開放性の養成制度(科目履修による資格取得)で

あるために質的規制において課題があるという⁶¹⁾。

根本などは、教員養成(教員免許)も開放制で量的な規制につながる国家試験はないが、教員は実際の任用の際に試験が行われることで、実質的には試験制度があると見なされていると論ずる⁶²⁾。その論理を受け入れるならば、図書館員の場合も司書職制度が確立されれば、任用の際に試験が行われるはずで、実質的には試験制度があると見なすことができる。国家試験が唯一の質的コントロール手段ではない。開放制であっても、市場原理により質的なコントロールが可能であることが最近の教員養成で示されている。例えば、愛知教育大学は2006年に、京都教育大学は2014年に将来教員採用が「狭き門」になることを予測して、「6年制教員養成高度化コース」を立ち上げている⁶³⁾。

最近、教員免許を有しない人が校長に任命され、教育職の専門職性が揺らいだりしている。一方、図書館員の専門職が確立しているといわれるアメリカでも図書館学教育を受けていない人が館長に任命されている。その辺りが医者や弁護士と比較して専門職という視点からは未成熟で、職業社会学の研究者から教育職や司書職(ライブラリアンシップ)が「準専門職」と呼ばれる所以である。「準専門職」にもなっていないと考えられる日本の公共図書館員は、教育職を参考にして、まずは「準専門職」をめざすべきであると思われる。

他方、根本などは、上記の3者のアクター間のパワーバランス・モデルを適用して司書養成を検証しているが、そのモデルが適用可能かどうか、疑問もある。根本などは、「3つのセクター間の検討課題であるが、不思議なことに養成機関を代表する組織が存在せず、専門職団体である日本図書館協会内にある養成機関の関係者がつくる図書館学教育部会が存在するという入れ子的な組織関係があるだけになっている。それぞれの利害にかかわる事項を三者で議論することができない構造になっている」と論じている⁶⁴⁾。

上記のような3者のアクター間のパワーバランス・モデルが適用できな

い要因の1つは、JLAが日本栄養士会や日本臨床心理士会のような専門職団体ではない、という実態にある。本稿ではJLAを専門職団体と見なして議論しているが、JLAは図書館に関心があれば誰でも会員になることができ、会員間で区別を設けていない。すなわちJLAは、図書館員ではなく図書館職員を対象とした職能団体である。JLAが専門職団体であるならば、『専門職養成の日本的構造』に採用されているパワーバランス・モデルに照らして、養成側の人でない会員からあれだけ多くの反対意見が出ることは希有なことである。

JLAを専門職団体でなく職能団体として位置づけると、上記の「入れ子的な組織関係」も不思議ではない。また、JLAが養成よりも研修を重視することや上記の松岡事務局長の言説も理解できる。さらには、上記の志保田教育部会長の「当部会はJLA内の委員会であるため、図書館法に基づいて養成する司書の受け入れ先である公共図書館(部会)や、養成課程を实行展開する大学・短大法人と意見を調整する必要があり、上述のようなことを強引に主張することに躊躇がある。総会、評議会、理事会、常務理事会で意見を聞いた結果として(後略)」、の報告も理解しやすくなる。遡ると、1972年の図書館学教育基準委員会の「図書館学教育改善試案」に対してJLA会員から強い反対意見があったことや、JLAがその後何の行動も起こさなかったことも理解できる。

アメリカやオーストラリアにはJLAに似たアメリカ図書館協会(American Library Association、以下ALA)やオーストラリア図書館情報協会(Australian Library and Information Association、以下ALIA)がある。しかし、その2つの協会は会員間で区別を設け、実質協会により認定されたライブラリアンを中心に活動しており、疑似専門職団体として理解することができる。JLAも疑似専門職団体に変質する必要がある。疑似専門職団体の責務は、専門職図書館員の質の向上(養成の向上も含めて)によるサービスの向上を優先的に図ることである。

JLAの活動を見ると、専門職図書館員の養成の向上も含めて質の向上よ

りむしろ、図書館サービスの向上に熱心であるように思われる。JLA 事務局長の松岡は 2009 年に、「日図協の基本的な考え」として、次のように記している (抜粋)⁶⁵⁾。

図書館は求められた資料、情報を確実に提供する役割をもっているが、これは生涯学習を支える中核的な機能であり、このことを施策の上で明確に位置づけることを重視すべきである。(中略) 図書館法は全文 29 条、今回の改正前では 22 条とやせ細ってきている、と言われてきた。しかし図書館法がサービスの拡充、展開の妨げになっていることはない。図書館法に具体的に書かれてなくとも、利用者の要望を実現するために現場が工夫してサービスを展開している。障害者サービス、多文化サービス、インターネットの活用などは現場での実践により定式化し普及させてきた。

上記の引用文から、JLA は公共図書館の現状を肯定的に捉えていることが分かる。そのような認識は『これからの図書館像』やアンニヨリの認識とは大きく異なっている。認識の相違の要因の 1 つは、JLA がレファレンス・サービスなどよりも「求められた資料、情報を確実に提供する役割」を重要視することにあると思われる。公共図書館では、資料や情報の提供、障害者サービス、多文化サービス、問題解決型のレファレンス・サービス、情報リテラシー教育等が行われる必要がある。そして、多くの利用者には、それらのサービスの存在と、資料や情報の提供だけでなく、情報の探索や検索、得られた情報の解釈、情報リテラシー教育等を行う図書館員(司書)が常駐しているということを知ってもらう必要がある。『これからの図書館像』では、日本の公共図書館の現状はレファレンス・サービスや情報リテラシー教育等が十分になされていない状況にあると論じており、それは十分理解できる。

また、上記の引用の問題は、「図書館法がサービスの拡充、展開の妨げ

になっていることはない」という文言である。図書館サービスを向上させるのは専門職図書館員である。その専門職図書館員の「粗製乱造」によりサービスのレベルアップができない状況にある。「粗製乱造ともいわれる現状」の大きな要因の1つは「図書館法」にある。その認識がJLAにないように思われる。しかし、JLAを職能団体だと理解すると、短期大学も含めたすべての司書課程を存続させようとする方針にも、「図書館法」に問題がないという理解の仕方にも納得できる。

もちろんJLAには認定司書事業委員会があり、JLAは司書(専門職図書館員)の質の向上も目指している。事業委員会では、「司書の専門性の向上に不可欠な図書館の実務経験や、実践的知識・技能を継続的に修得した者を、理事長によって指名された審査会が審査し、公立図書館及び私立図書館の経営の中核を担いえる司書として公的に認定」している⁶⁶⁾。そして、2014年現在84人がJLAから司書の認定を受けている⁶⁷⁾。このように、JLAは司書の研修には熱心で一定の成果を上げている。

しかし、養成のレベルアップ(特に専門職としての養成)に関しては努力の形跡があまり見られない。専門職図書館員の育成は養成と研修からなり、本来、養成が優先される。養成と直接関わるJLAの下部組織は図書館学教育部会がある。図書館学教育部会はさまざまな活動をしているが、社会でも認知され得るような専門職図書館員という観点から養成のレベルアップを検討しているかどうか明らかではない。図書館学教育部会も、専門職団体ではなくむしろ職能団体であるJLAの下部組織であるという印象を受ける。

本稿では、第2案は教員養成を参考にして提唱しているが、教員養成とは大きな相違があることに留意する必要がある。免許もしくは資格取得者の受け入れ体制で、教員と司書とは大きな相違がある。学校には免許取得者(教員)が必置であるが、公共図書館には資格取得者(司書)は必置ではない。養成制度は資格取得者の就職と一対で考えねばならない。学校の設置と教員の配置は「学校教育法」により強制的であるが、「図書館法」で

は図書館の設置も司書の配置も任意である。

そのことに関して、JLAの事務局長である松岡は、2009年に次のように論じている⁶⁸⁾。

図書館法は図書館設置を地方公共団体に義務づけていない。立案当時、「義務設置を規定せず、図書館の設置は全く地方公共団体の自由とした。法律的な拘束力によって図書館を義務的に作るよりも、新しい図書館の在り方を啓蒙して、住民が本当に図書館を欲するようになってゆくところから図書館運動が展開されるのが、現状としてはより良いと言えるかもわからない」との説明があった(西崎恵『図書館法』)。政府としての施策努力を表明しておらず、社会教育法で課した環境醸成の努力義務との関連を指摘せざるを得ないが、図書館界に当初あった義務設置の要求を排除して住民の意向による図書館振興の方向で進んでいったことは自治の精神に合うものである。義務設置となれば、学校教育の例を見ても明らかのように、その規模、体制などのほか、運営などについての政府からの規制があり、強まることは間違いない。

上記から、「図書館法」が図書館の設置を任意規定とした理由、そして松岡のそれに対する評価を読みとることができる。松岡は、任意規定は自治の精神に合うものであると論じており、それなりのメリットがある。他方、任意規定にはデメリットもある。図書館の設置も司書の配置も任意になると、図書館振興に関心を示さない、もしくは熱心でない地方公共団体が出現する。①2006年の公共図書館は「協力者会議」が記すような状況、2013年はアンニョリの述べるような状況にあり(2章)、また2013年現在でも約54%の町村に図書館が設置されていない状況にあり(『日本の図書館：統計と名簿2013』)、②2007年度の司書に関しては2章で論じたような状況にある、ということが任意規定の結果生じている。①と②は必ずしも任意規定の結果生じているとは言えないかも知れない。例えば、任意規定

であっても、JLAをはじめ図書館関係者が十分な努力をしていたならば、地方公共団体に司書の必置も含んだ図書館条例を作らせることができた可能性はある。しかし、現実はそのような状況になっていない。

JLAは、公立図書館に司書を配置させるべく、「図書館法」の中の第13条1項「公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く」を、「公立図書館に館長及び専門的職員、並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める事務職員及び技術職員を置く」に変更させるべく、文部科学省と意見交換をし、「図書館法」改正の際に国会での議論を求めたりした。しかし、文部科学省からはそのように変更すると規制強化につながり、地方分権化の流れの中では難しいという答えが返ってきたようである⁶⁹⁾。

今後、JLAを中心として図書館関係者は、①図書館法を改正して図書館の設置と司書の配置を義務化させる運動に方向転換する、②JLAが成功しなかった「公立図書館に館長及び専門的職員（後略）」という文言への変更要求をつづけて行っていく、③地方公共団体に司書の必置も含んだ図書館条例を作らせる運動を進める、のいずれかの道を選ぶべきであろう。松岡は上記の引用文の中で「学校教育法」に対して否定的であるが、我々はそのデメリットを理解しながらも、教育職のような道を選ぶことが最善の策であろう。

生涯学習社会において公立図書館の設置は必須要素である。「図書館法」制定の際の中心人物の一人であり、当時、社会教育局長であった西崎は、『図書館法』の中で、「あらゆる地方公共団体に設置され、充実された運営がなされることは、住民にとってまことに喜ばしいことであり、国としても文化国家の理想上まさにかくありたきものである。」と記し、財政的な事情から義務設置を諦め、任意規定にしたと述べている⁷⁰⁾。そのような経緯を考慮すると、法的には公共図書館の義務設置に矛盾がないと思われる。

第3案は2001年に改正された「博物館法」を参考にしたものであり、

特に補足説明は要らないであろう。なお、2014年に改訂された「博物館法」の中で、「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」の単位は21単位である。第3案を実施する際には、少なくとも現在の24単位は維持する必要がある。図書館界、特に図書館学教育部会の今後の大きな課題は、司書資格をこの3案のいずれかにまで引き上げることであろう。

2008年の「図書館法」改正に際して、吉田は「今回の養成制度改革は、縮小しつつも質を充実させるための、最後の機会になるかもしれない」と上記している。今回の「図書館法」改正は絶好の機会ではあったが、最後の機会ではない。2013年に図書館学教育部会長に就任した小田は、「今後、図書館情報学教育の在り方に関して、国際化という視点に基づく議論を進めていくことは、日本においても重要でしょう。当部会でも、この課題に取り組み、図書館情報学教育の新しい形態を模索したいと考えます」、と就任挨拶をしている⁷¹⁾。

また、図書館学教育部会の中に設置された将来構想検討委員会の答申「これからの図書館（情報）学教育部会の在り方（答申）」は、部会は「図書館（情報）学教育に関する政策提言を主体的に行う役割を果たすことが望ましい」と考えるとし、中長期的な部会運営の在り方としては、「カリキュラムや科目内容・構成のガイドライン（モデル）を作成し、（中略）ガイドラインについては、今後、図書館法・同施行規則の改正に伴う養成科目の改正にあたって、部会が‘業界標準’を提案できるだけの担保となるものをめざす」としている⁷²⁾。今後の図書館（情報）学教育部会の活動に期待したい。

5. まとめ

21世紀の日本の公共図書館における図書館員（司書）とその養成に関して考察した。最初に日本の公共図書館の現状や将来の公共図書館はどうあるべきか、を「協力者会議」の『これからの図書館像』やアンニョリの日

本の公共図書館印象記等を参考に考察した。その後、文部科学省により2007年と2009年に公表されている2つの調査報告に基づいて図書館員(司書)の状況を分析した。その結果、2007年度現在で、①93.8%の公立図書館に少なくとも一人の司書(補)の資格を有する職員が勤務していること、②全職員のうち司書有資格者は12,894人で約47%に当たるということ、③しかし、司書として発令されているのは5,117人で、館長を除く全司書有資格者の約41%に当たるということ、④約60%の公立図書館では司書(補)資格を有する職員と資格のない職員とで業務の区別をしていないということが分かった。

3章で日本の公共図書館における図書館員(司書)の養成状況について考察した。「協力者会議」が2006年に『これからの図書館像』を作成し、2009年には「資格取得のための科目(報告)」を作成して24単位の図書館学履修による司書養成を提唱していることについて概観した。それは図書館界へのヒアリングの結果の24単位であり、最初は28単位案であった。そのプロセスを分析・考察し、「協力者会議」の主査であった葉袋の言葉を根拠に24単位案は必ずしも「協力者会議」の意図するものでなかったことを明らかにした。

また、「協力者会議」が「大学における図書館に関する科目」を検討している期間(2006-2008年)の図書館学教育部会の活動も検討した。専門職としての司書養成のレベルアップを視野に入れて活動しているかどうか、疑わしい面もあったが、JLAを専門職団体として理解するのではなく職能団体と位置付けることによって、その下部組織である図書館学教育部会の活動が理解しやすいことを指摘した。

4章で、「協力者会議」の「資格取得のための科目(報告)」、日本図書館情報学会の『IIPER報告書』、アメリカやオーストラリアの状況、国際図書館連盟の「図書館情報学専門職教育プログラムのためのガイドライン」等を参考にして、3つの養成案を提唱した。そして、それらの養成案の根拠を説明し、なおかつ司書養成は受け入れ体制、すなわち、司書職制度の確

立とセットで検討しないと意味がないことを述べた。司書職制度の確立に関しては、地方公共団体の職員は司書職も含めて「経歴管理システム」に則って人事異動がなされ、司書の採用は不安定な状況にあるようである⁷³⁾。そうであっても、諸外国の状況や将来の公共図書館を考慮した場合、司書職制度の確立と司書養成のレベルアップは必須であると思われる。そして、その運動の主体は JLA であろう。司書養成を改革するためには、日本栄養士会や日本臨床心理士会のような専門職団体（例えば、日本司書会）を組織すべきだと言う図書館人も居るが、JLA が変革を遂げることによって ALA や ALIA のように専門職団体の機能を十分果たせると確信する。

註および引用文献

- 1) これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像』2006. (第2章. 提案: これからの図書館の在り方) (http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701/004.htm) (参照: 2014-10-31)
- 2) アントネッラ・アンニョリ著 萱野有美訳 柳与志夫解説『知の広場: 図書館と自由』みすず書房 2011.
- 3) *ibid.*, p. 181.
- 4) Ken Roberts, *Facing the Future*. (http://commons.bclibraries.ca/wp-content/uploads/2012/12/Facing-the-Future-A-Report-on-the-future-of-libraries-for-the-Province-of-British-Columbia.pdf) (参照: 2014-8-8)
- 5) 我々は、日本の公共図書館が進むべき道の1つを探るべく、アメリカで最先端に行く公共図書館の1例を紹介している。参照: 山本貴子・大城善盛「21世紀のアメリカの公共図書館像—ハワード郡図書館システム (Howard County Library System) の事例」『大谷学報』95巻第1号 (2015年刊行予定)
- 6) 山重壯一「II-5章: 公立図書館の設置・職員」所収: 塩見昇、山口源治郎編著『新図書館法と現代の図書館』(日本図書館協会、2009, p. 161-72)
- 7) 文部科学省生涯学習政策局社会教育課『図書館職員の資格取得及び研修に関する調査研究報告書 (平成19年3月)』(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/toshou/houkoku/07090599.htm) (参照: 2014-8-8)
- 8) 文部科学省『図書館等における司書有資格者活用状況に関する実態調査報告書 (平成21年3月)』(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/toshou/shiryu/1284995.htm) (参照: 2014-8-5)
- 9) *ibid.*, p. 29.
- 10) 松岡要「II-1章: 公立図書館の管理運営の外部化」所収: 塩見昇、山口源治郎

編著、op. cit., p. 224-46.

- 11) 専門職としての図書館員の養成においては、課題も含めた図書館の現状の理解と共に、「将来への展望や変革の能力」を持てるような教育を行うべきである。そのような意味では、日本における公共図書館員養成は、「(1. はじめに)」で記したような単なる情報の提供だけでなく、利用者の情報行動やニーズの理解、情報源や情報の収集及び組織化、情報の探索や検索、得られた情報の解釈、情報リテラシー教育等も含む知識や能力を培うような教育をすべきである、ということもできる。

因みに、アメリカとオーストラリアの場合、アメリカ図書館協会 (American Library Association、以下 ALA) やオーストラリア図書館情報協会 (Australian Library and Information Association、以下 ALIA) による養成の認定基準があるのみならず、公共図書館や大学図書館で働く一人ひとりのライブラリアンに要求される具体的な知識や能力も明確にされている。カリキュラム等の認定基準と同時に個々の履修者の学習成果まで明確にされているということである。例えば、アメリカの場合、ALA は 2009 年にコア・コンピテンシー (Core Competences of Librarianship) を作成し、ALA によって認定された図書館情報学部から修士号を取得し公共図書館や大学図書館等に勤務するライブラリアンは、そのコア・コンピテンシーを有すべきだとしている。(参照: American Library Association, *ALA's Core Competences of Librarianship*. 2009. <<http://www.ala.org/educationcareers/sites/ala.org.educationcareers/files/content/careers/corecomp/corecompetences/final-corecompstat09.pdf>>) (参照: 2014-9-17)

オーストラリアの場合、ALIA はコア知識とスキル (core knowledge and skills) 及び雇用可能スキルと能力 (Employability Skills and Attributes) を作成し、ALIA が認定するコースを修了したライブラリアンとライブラリー・テクニシャンはそのコア知識とスキル及び雇用可能スキルと能力を有すべきだとしている。(参照: Australian Library and Information Association, *The Library and Information Sector: Core Knowledge, Skills and Attributes*. <<http://www.alia.org.au/about-alia/policies-standards-and-guidelines/library-and-information-sector-core-knowledge-skills-and-attributes>>) (参照: 2014-9-15)

- 12) 文部科学省は 2001 年に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を作成し、その中で「専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする」と記しているが、「資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービス」は図書館サービスの殆どを網羅しており、それだけでは専門的業務の具体的な内容は把握できない。

因みに、山本は 2008 年に、公共図書館の外部委託や指定管理者制度に言及している文献の中で、次のように論じている。

しかしここで問題と考えているのは、(中略) 直接サービスにかかわる委託、特に窓口業務委託である。(中略) 図書館に関して専門的な知識や技能を持った職員が利用者に対してサービスすることで、図書館としての有用性や効率性を利用者は実感することであろうし、そのことこそが図書館の存在意義を示す重要な点である。(中略) 窓口業務について業務の専門性が論じられ、個々に切り離して考えれば必ずしも専門要員が担当しなくてもよい業務も含まれるが、中小図書館のカウンターでは貸出・返却のほか予約受付、読書案内、レファレンス、その他各種問い合わせ等多様な業務が一個所で行われており、専門要員が必要とされる。しかし、外からは必ずしもそのように見られていなかったようで、多くの人手を要する窓口が、人件費削減のターゲットにされたと思われる。

それに対してコメントを付すと、この論述には2つの問題点がある。第1の問題点は、情報が容易に得られるインターネット時代になり、また自動貸出機が普及しつつある現代において、たとえ中小図書館であっても貸出・返却のカウンターとレファレンス・カウンターを1つにして、「カウンター業務で利用者が分かる」(窓口業務の専門性)という信念を維持しつづけていることである。根本によると、そのような理論(考え方)はJLAを中心とする公共図書館界で主流のようであるが、公共図書館界のリーダーたちがそのような理論を持っているとすると、文部科学省に専門的業務と非専門的業務の区別(業務分析)を求めるのは「お門違い」かも知れない。第2の問題点は、自治体がカウンター業務の実態を知っていないからではなく、カウンター業務の実態が委託を招いたであろうということである。地方分権化がますます進む現代において、公共図書館が指定管理者制度から除外される最善の方法は、専門的業務と非専門的業務の区別(業務分析)を行い、司書はレファレンス・サービスなど専門的業務に従事するような司書職制度を確立することである。公共図書館への指定管理者制度導入の一因は、司書職制度の未確立にあると言える。因みに、カウンター業務で利用者の要求が分かり、その業務に専門的な職員、すなわち司書が従事すべきだという理論は、図書館の職員はすべて司書である方が望ましいという結論を導く。アメリカやオーストラリアの図書館学と比較すると、「カウンター業務で利用者の要求が分かる」という理論(考え方)は、学の浅さを意味する。参照：文部科学省「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」〈http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/009.htm〉(参照：2014-8-31)

山本宏義「公立図書館と指定管理者制度、アウトソーシング」所収：日本図書館研究会編集委員会編『構造的転換期にある図書館：その法制度と政策』(日本図書館研究会、2010、p. 58-71)

根本彰「日本の公共図書館学とポスト福祉国家型サービス論」所収：日本図書館情報学会研究委員会編『変革の時代の公共図書館—そのあり方と展望—』(勉誠出版、2008、p. 19-38)

- 13) これからの図書館の在り方検討協力者会議「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」。2009. <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/019/gaiyou/1243330.htm> (参照: 2014-8-5)
- 14) 根本彰「司書養成の歴史的課題を確認する」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』82号(2008)、p.16-18.
- 15) 根本彰「LIPER ‘情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究’の説明(根本委員)」『これからの図書館の在り方検討協力者会議』(第2回)議事要旨<http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/yousi/07011617.htm>(参照:2014-10-5)
- 16) 生涯学習政策局社会教育課『平成20年度までの設置要綱・配付資料・議事要旨等』<http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/1286473.htm>(参照:2014-10-8)
- 17) 日本図書館協会図書館学教育部会編『日本の図書館情報学教育2005』日本図書館協会、2008、p.9.
- 18) 日本図書館協会「図書館法の見直しにあたっての意見」2007年10月2日.<<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/kenkai/20071002.pdf>>(参照:2014-10-8)
- 19) 日本図書館協会理事長塩見昇「図書館法改正に基づく司書養成の省令科目について」<http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/shiryo/08080610/002.pdf>(参照:2014-10-8)
- 20) 生涯学習政策局社会教育課『これからの図書館の在り方検討協力者会議』(第17回)議事要旨<http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/yousi/1218232.htm>(参照:2014-10-8)
- 21) 日本図書館協会理事長塩見昇、op. cit.
- 22) 大谷康晴「『図書館に関する科目』科目検討ワーキンググループの活動」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』97号(2011)、p.9-10.
- 23) 葉袋秀樹「履修科目の在り方に関する報告書の考え方:協力者会議がめざしたもの」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』98号(2012)、p.2-4.
- 24) 高山正也「1996年カリキュラム導入下の司書課程」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』77号(2006)、p.4-6.
- 25) 根本彰、松本直樹、青柳英治「日本的専門職養成構造における司書の位置づけ」『生涯学習基盤経営研究』37号(2013)、p.57-71.<http://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/dspace/bitstream/2261/53511/1/life37_6.pdf>(参照:2014-10-8)
- 26) 松岡要「政府の図書館政策の動向と日本図書館協会の対応」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』84号(2008)、p.8-10.
- 27) 「II:特集:図書館法改正をめぐる年表:図書館法改正と図書館振興をめぐる動き、2000-2008」『図書館年鑑2009』日本図書館協会、2009、p.284-85.
- 28) 「ディスカッション」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』77号(2006)、p.8-13(高山正也の発言)

- 29) *ibid.* (糸賀雅児の発言)
- 30) 日本図書館情報学会『*liper* 報告書』〈<http://www.jslis.jp/liper/report06/report.htm>〉(参照：2014-8-2)
- 31) 三輪眞木子、吉田右子、辻慶太、竹内比呂也、柴田正美「図書館情報学教育の再構築—*LIPER* から—」所収：日本図書館情報学会研究委員会編『図書館情報専門職のあり方とその養成』(勉誠出版、2006、p. 23-41)
- 32) 栗原祐司「図書館法改正をめぐる」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』84号(2008)、p. 5-7.
- 33) 吉田暁史「司書養成問題に絞り込んだ議論が必要」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』84号(2008)、p. 17-18.
- 34) 岩崎れい「女子大学における司書課程の役割と学内カリキュラムにおける位置づけ」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』83号(2008)、p. 10-11.
- 35) 大谷康晴「*LIPER* による司書検定試験の動向」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』80号(2007)、p. 3-5.
- 36) *ibid.*
- 37) 大谷康晴「*JLA* 専門職認定作業の新展開」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』84号(2008)、p. 11-13.
- 38) 志保田務「図書館学教育部会案について」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』85号(2008)、p. 4-5.
- 39) *ibid.*
- 40) 竹内比呂也「『大学における図書館に関する科目』についての日本図書館協会図書館学教育部会幹事会の考え方」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』85号(2008)、p. 9-10.
- 41) 三谷久子「図書館職員に必要な知識・技術についての意見発表(三谷委員)」『これからの図書館の在り方検討協力者会議』(第4回) 議事要旨』http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/yousi/07022807.htm (参照：2014-10-5)
- 42) 葉袋秀樹「大学において履修すべき図書館に関する科目制定の意義」. 2010. 〈<http://hdl.handle.net/2241/104902>〉(参照：2014-8-5)
- 43) *ibid.*
- 44) アメリカとオーストラリアにおけるサポートスタッフも含めた図書館職員の養成については、次の文献を参照：山本貴子・大城善盛『21世紀の図書館職員の養成の在り方』(中央評論社 2015年刊行予定)
- 45) 大谷康晴「*LIPER* による司書検定試験の動向」、*op. cit.* 同様な議論が『*liper* 報告書』のメンバーであった小田によってもなされている。参照：小田光弘「公共図書館職員養成における課題と視座」所収：日本図書館情報学会研究委員会編『図書館情報専門職のあり方とその養成』、*op. cit.* p. 43-56.
- 46) A. M. Tammaro and T. L. Weech, *International Guidelines for Equivalency and Reciprocity of Qualifications for LIS Professionals; Report of the Project Submitted to IFLA Division VII: Education and Training Section, 2008.* 〈<http://www.ifla.org/files/>

- assets/set/Equivalency_feasibility.pdf) (参照：2014-8-2)
- 47) Chartered Institute of Library and Information Professionals, *CILIP Accredited Qualifications*. (<http://www.cilip.org.uk/cilip/jobs-careers/starting-library-and-information-career/how-become-librarian-or-information>) (参照：2014-8-12)
- 48) Australian Library and Information Association, *Accredited Courses*. (<https://www.alia.org.au/employment-and-careers/accredited-courses>) (参照：2014-8-12)
- 49) K. Smith, G. Hallam and S. B. Ghosh on behalf of IFLA's Education and Training Section, *Guidelines for Professional Library/Information Educational Programs-2012*. (<http://www.ifla.org/publications/guidelines-for-professional-libraryinformation-educational-programs-2012>) (参照：2014-8-2)
- 50) JLA 図書館学教育部会図書館学教育基準委員会「図書館学教育改善試案」『図書館雑誌』Vol. 66, No. 6 (1972)、p. 278-80.
- 51) JLA 図書館員の問題検討委員会「『図書館学教育改善試案』について」『図書館雑誌』Vol. 67, No. 1 (1973)、p. 25-26.
- 52) 是枝英子「図書館学教育改善試案への質問」『図書館雑誌』Vol. 67, No. 2 (1973)、p. 69-70.
- 53) 植松民也「『図書館学教育改善試案』の問題点」『図書館雑誌』Vol. 67, No. 2 (1973)、p. 70-71.
- 54) 是枝洋「『図書館学教育改善試案』を読んで」『図書館雑誌』Vol. 67, No. 2 (1973)、p. 72.
- 55) 「大学進学率地域差広がる」『朝日新聞』2014年10月15日号(朝刊)
- 56) 根本彰「司書養成の歴史的課題を確認する」、op. cit.
- 57) 「教育職員免許法」(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO147.html>) (参照：2014-9-8)
- 58) JLA 図書館学教育改善委員会「図書館学教育改善試案」『図書館雑誌』Vol. 58, No. 9 (1965)、p. 406-11.
- 59) JLA 図書館学教育部会図書館学教育基準委員会、op. cit.
- 60) 根本彰「司書講習等の改善に関することについて(報告)(1967)の解説」『日本図書館情報学会誌』Vol. 53, No. 3 (2007)、p. 172-82.
- 61) 根本彰、松本直樹、青柳英治、op. cit.
- 62) *ibid.*
- 63) 「教員養成6年じっくり」『朝日新聞』2014年9月18日朝刊.
- 64) 根本彰、松本直樹、青柳英治、op. cit.
- 65) 松岡要「図書館法改正一日本図書館協会の取り組み」『図書館年鑑2009』日本図書館協会、2009、p. 271-78.
- 66) 日本図書館協会「日本図書館協会認定司書審査規程」(http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/認定司書事業委員会/2014/kitei_04.pdf) (参照：2014-9-8)
- 67) 日本図書館協会「認定司書名簿及び関心領域」(<http://www.jla.or.jp/committees/nintei/nintei/tabid/210/Default.aspx>) (参照：2014-9-8)

- 68) 松岡要「I-4 章：地方自治と図書館」所収：塩見昇、山口源治郎編著『新図書館法と現代の図書館』（日本図書館協会、2009, p. 53-75）
- 69) 松岡要「図書館法改正—日本図書館協会の取り組み」、op. cit.
- 70) 西崎恵『図書館法』復刻版 日本図書館協会、1970, p. 56.
- 71) 小田光弘「変革と共同」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』104号（2013）、p. 1.
- 72) 日本図書館協会図書館学教育部会将来構想検討委員会「これからの図書館（情報）学教育部会の在り方（答申）」『日本図書館協会図書館学教育部会会報』106号（2014）、p. 22-23.
- 73) 松岡要「I-4 章：地方自治と図書館」、op. cit.
 - a（本学教授 図書館情報学）
 - b（元同志社大学教授 図書館情報学）

